



熊本県公報

第13044号
令和3年(2021年)
7月16日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- [高校教育課] 高性能3Dプリンター式10組調達の競争入札参加資格等…………… (管理調達課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… () 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 3
- 大浦港公有水面埋立免許…………… (港湾課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 9
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 10
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 11
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 13
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 13
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 13
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 14
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 14
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 15
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 15
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 16
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 17
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 17
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 18
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除…………… () 18
- 土砂災害警戒区域の指定…………… () 19
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 19
- 保安林の指定の解除に関する予定…………… (森林保全課) 19
- 令和3年度(2021年度)予算の要領…………… (財政課) 20
- 令和3年度(2021年度)予算の要領…………… () 21

公 告

- [高校教育課] 高性能3Dプリンター式10組調達の一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 31
- 換地処分…………… (農地整備課) 34
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 35
- 八代港クルーズ拠点形成協定書の変更に関する協定書の締結…………… (港湾課) 35
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 35
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 36
- 農用地利用配分計画の認可…………… () 36
- 農用地利用配分計画の認可…………… () 37
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 38
- 登 載 依 頼
- 熊本縣市町村職員共済組合の令和2年度決算…………… (市町村職員共済組合) 38

○令和3年度第1回熊本県循環器病対策推進協議会の開催
..... (循環器病対策推進協議会) 39

告 示

熊本県告示第609号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
高性能3Dプリンター一式10組
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年（2021年）7月30日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）7月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2431番2地先から 同所 2431番2地先まで	前	9.7 ～ 21.6	54.9	活力創 出基盤 交付金
				6.0 ～ 7.1		
				9.7		

			後	～	54.9	
2	区域を変更する期日	令和3年(2021年)7月16日				

熊本県告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)7月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市志柿町字西大迫 6817番8地先から 同所 6834番3地先まで	前	34.8 ～ 44.8	81.5	地域連携推進 改築
			後	34.8 ～ 52.4		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)7月16日

熊本県告示第612号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ファミリーサポートハウスみりみり 人吉市上薩摩瀬町1473番地2	一般社団法人M a k a n a 人吉市下林町288番地 前村 美智子	令和3年(2021年)6月1日	4350600153	指定保育所等訪問支援
まいすてっぷKids 宇土市松原町字大坪66番地6	N P O 法人ころ・コミュニケーションの発達支援 宇土市新町二丁目28番地 濱下 かおり	令和3年(2021年)6月20日	4352300091	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第613号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 出願者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 免許年月日及び番号
令和3年(2021年)7月6日
熊本県指令港第13号
- 埋立区域
(1) 位置

天草市有明町大字大浦字赤岩53-1、54-1、天草市有明町大字大浦字下小畦44-5、45-1、45-3、45-4、45-5、49-1に隣接する
区域

(2) 区域
次の①の地点から⑳の地点、㉒の地点から㉓の地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と㉒の地点、㉒の地点と㉓の地点を結ぶ令和2年春分の日の満潮位(DL+3.075メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	国土地理院三等三角点黒洲(北緯32度30分07.7834秒、東経130度23分06.3227秒)から301度58分17秒、1662.922メートル
②の地点	①の地点から241度53分35秒 15.539メートル
③の地点	②の地点から201度44分31秒 2.830メートル
④の地点	③の地点から188度41分19秒 2.973メートル
⑤の地点	④の地点から188度36分10秒 1.789メートル
⑥の地点	⑤の地点から189度33分19秒 4.879メートル
⑦の地点	⑥の地点から194度37分07秒 3.837メートル
⑧の地点	⑦の地点から186度04分22秒 23.419メートル
⑨の地点	⑧の地点から270度19分30秒 1.744メートル
⑩の地点	⑨の地点から269度37分54秒 2.240メートル
⑪の地点	⑩の地点から179度49分10秒 0.120メートル
⑫の地点	⑪の地点から179度15分14秒 6.728メートル
⑬の地点	⑫の地点から172度35分50秒 6.802メートル
⑭の地点	⑬の地点から172度13分47秒 7.685メートル
⑮の地点	⑭の地点から171度00分43秒 3.062メートル
⑯の地点	⑮の地点から173度52分56秒 2.402メートル
⑰の地点	⑯の地点から174度00分19秒 6.765メートル
⑱の地点	⑰の地点から169度43分55秒 6.217メートル
⑲の地点	⑱の地点から170度59分46秒 3.409メートル
⑳の地点	⑲の地点から175度27分47秒 3.100メートル
㉑の地点	⑳の地点から180度00分49秒 1.480メートル
㉒の地点	国土地理院三等三角点黒洲(北緯32度30分07.7834秒、東経130度23分06.3227秒)から301度13分00秒、1637.155メートル
㉓の地点	㉒の地点から268度54分12秒 4.688メートル
㉔の地点	㉓の地点から272度44分52秒 5.048メートル
㉕の地点	㉔の地点から266度19分02秒 4.544メートル

(3) 面積
224.85平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置
天草市有明町大字大浦字赤岩53-1、54-1、天草市有明町大字大浦字下小畦44-5、45-1、45-3、45-4、45-5、49-1に隣接する
区域

(2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉗の地点	国土地理院三等三角点黒洲(北緯32度30分07.7834秒、東経130度23分06.3227秒)から303度56分12秒、1167.305メートル
㉘の地点	㉗の地点から256度25分21秒 7.854メートル
㉙の地点	㉘の地点から222度53分11秒 66.642メートル
㉚の地点	㉙の地点から230度25分40秒 14.527メートル
㉛の地点	㉚の地点から271度40分28秒 2.962メートル
㉜の地点	㉛の地点から257度30分45秒 7.901メートル
㉝の地点	㉜の地点から268度54分12秒 4.688メートル
㉞の地点	㉝の地点から272度44分52秒 7.516メートル
㉟の地点	㉞の地点から274度03分44秒 6.540メートル
㊱の地点	㉟の地点から273度27分45秒 3.248メートル
㊲の地点	㊱の地点から269度46分22秒 18.061メートル
㊳の地点	㊲の地点から239度51分08秒 8.698メートル
㊴の地点	㊳の地点から241度53分35秒 15.539メートル
㊵の地点	㊴の地点から201度44分31秒 2.830メートル
㊶の地点	㊵の地点から188度41分19秒 2.972メートル
㊷の地点	㊶の地点から188度36分10秒 1.788メートル
㊸の地点	㊷の地点から189度33分19秒 4.879メートル
㊹の地点	㊸の地点から194度37分07秒 3.836メートル
㊺の地点	㊹の地点から186度04分22秒 26.239メートル

- (3) 面積
1963.73平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地

熊本県告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宝出原-3	熊本市北区改寄町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
谷山-2	熊本市北区梶尾町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
相迫	熊本市北区小糸山町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
向原-2	熊本市北区小糸山町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
立石-2	熊本市北区改寄町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
木戸田-2	熊本市北区改寄町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中野1	熊本市北区改寄町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
神園	熊本市北区万楽寺町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
甲塚	熊本市北区太郎迫町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三つ丸屋敷	熊本市北区梶尾町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中尾原	熊本市北区梶尾町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

（別図1から別図9は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第616号

平成20年(2008年)3月14日熊本県告示第11号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
島崎4丁目	熊本市西区島崎4丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第617号

平成22年(2010年)9月24日熊本県告示第900号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
舟場-3	熊本市北区打越町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第618号

平成26年(2014年)1月21日熊本県告示第37号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花園5丁目2	熊本市西区花園5丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第619号

平成30年(2018年)3月29日熊本県告示第274号の8(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津浦-3	熊本市北区津浦町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
京町1丁目	熊本市西区上熊本1丁目、熊本市中央区京町1丁目	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
京町1丁目2	熊本市中央区京町1丁目	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花園5丁目2	熊本市西区花園5丁目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
津浦-3	熊本市北区津浦町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
舟場-3	熊本市北区打越町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
島崎4丁目	熊本市西区改寄町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
京町1丁目	熊本市西区上熊本1丁目、熊本市中央区京町1丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
京町1丁目2	熊本市中央区京町1丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

(別図1から別図6は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
糸山1	熊本市北区明徳町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

系山2	熊本市北区明徳町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
尾ノ上2	熊本市北区楠野町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
松尾口2	熊本市北区楠野町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
居屋敷2	熊本市北区楠野町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山ノ上2	熊本市北区四方寄町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
谷山2	熊本市北区梶尾町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
名越2	熊本市北区四方寄町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
長峰屋敷2	熊本市北区四方寄町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
藤山1	熊本市南区城南町藤山	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
藤山2	熊本市南区城南町藤山	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
北志導寺2	熊本市南区城南町鱈瀬	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
鱈瀬1	熊本市南区城南町鱈瀬	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
南藤山9	熊本市南区城南町藤山	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
南藤山10	熊本市南区城南町藤山	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鱈瀬2	熊本市南区城南町鱈瀬	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
鱈瀬3	熊本市南区城南町鱈瀬	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

(別図1から別図17は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第622号

平成28年(2016年)3月18日熊本県告示第295号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
居屋敷1-2	熊本市南区城南町築地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
古城	熊本市南区城南町隈庄	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

出水居屋敷	熊本市南区城南町出水	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
-------	------------	---------	---------	---------

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第623号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
居屋敷1-2	熊本市南区城南町築地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
古城	熊本市南区城南町隈庄、熊本市南区城南町宮地	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
出水居屋敷	熊本市南区城南町出水	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小川内(A)2	熊本市西区河内町船津	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第625号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白浜川2	熊本市西区河内町白浜	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
白浜4	熊本市西区河内町白浜	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

白浜5	熊本市西区河内町白浜	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
白浜6	熊本市西区河内町白浜	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
小川内(A)1	熊本市西区河内町船津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
尾跡(3)	熊本市西区河内町船津	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中川内	熊本市西区河内町河内	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
清田	熊本市西区河内町河内	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
塩屋(C)-1	熊本市西区河内町河内	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
塩屋(C)-2	熊本市西区河内町河内	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
塩屋(C)-3	熊本市西区河内町河内	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
塩屋(C)-4	熊本市西区河内町河内	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
葛山-4	熊本市西区河内町河内	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山ノ内	熊本市東区山ノ内1丁目、熊本市東区山ノ内3丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第626号

平成20年(2008年)3月14日熊本県告示第197号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
近津川1	熊本市西区松尾町近津	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第627号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
近津川1	熊本市西区松尾町近津	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第628号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白浜-4	熊本市西区河内町白浜	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
野出4	熊本市西区河内町野出	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大多尾	熊本市西区河内町大多尾	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
野出5	熊本市西区河内町野出	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野出6	熊本市西区河内町野出	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野出7	熊本市西区河内町野出	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
野出8	熊本市西区河内町野出	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

(別図1から別図7は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第629号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂野1	熊本市南区城南町坂野	別図1のとおり	土石流
坂野3	熊本市南区城南町坂野	別図2のとおり	土石流
木原川11	熊本市南区城南町阿高	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第630号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
坂野2	熊本市南区城南町坂野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
東迫川3	熊本市南区城南町阿高	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
東迫川4	熊本市南区城南町阿高	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
東阿高	熊本市南区城南町東阿高	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
木原川12	熊本市南区富合町木原	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
居屋敷3	熊本市南区城南町築地	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
本村4	熊本市南区城南町東阿高	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
一の尾6	熊本市南区城南町東阿高	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
東阿高	熊本市南区城南町東阿高	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
藤山5	熊本市南区城南町藤山	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
南田尻2	熊本市南区富合町南田尻、熊本市南区富合町平原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
木原10	熊本市南区富合町木原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

(別図1から別図12は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第631号

平成28年（2016年）1月22日熊本県告示第71号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

府領	甲佐町府領	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
津志田-3	甲佐町津志田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第632号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
府領	甲佐町府領	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
津志田-3	甲佐町津志田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第633号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山井手川	甲佐町白旗	別図1のとおり	土石流
山下	甲佐町田口	別図2のとおり	土石流
中州川2	甲佐町早川	別図3のとおり	土石流
中州川4	甲佐町早川	別図4のとおり	土石流

(別図1から別図4は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第634号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大迫	甲佐町白旗	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
栗林	甲佐町津志田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
中州川3	甲佐町早川	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
中州川5	甲佐町早川	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
城ノ下	甲佐町早川	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
城ノ上川2	甲佐町早川	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
竜野川	甲佐町早川、甲佐町上早川	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
竜野川2	甲佐町上早川	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
田口2	甲佐町津志田、甲佐町田口	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大迫	甲佐町白旗	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
妙見谷-2	甲佐町早川	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
宮山	甲佐町船津	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

(別図1から別図12は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第635号

平成28年(2016年)2月19日熊本県告示第151号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下豊内1	甲佐町豊内	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上豊内1-2	甲佐町豊内	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第636号

平成27年(2015年)3月27日熊本県告示第330号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小鹿1-1	甲佐町小鹿	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下豊内1	甲佐町豊内	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上豊内1-2	甲佐町豊内	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小鹿1-1	甲佐町小鹿	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
目野川1	甲佐町中横田	別図1のとおり	土石流
目野川2	甲佐町中横田	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
目野川3	甲佐町中横田	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
湯田川1	甲佐町中横田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
南谷川	甲佐町豊内	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
湯田川2	甲佐町豊内	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
坂谷川2	甲佐町坂谷	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
坂谷川3	甲佐町坂谷	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
西原	甲佐町西原	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
下辺田見5	御船町辺田見、御船町御船	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下辺田見6	御船町辺田見、甲佐町早川	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
六谷6	甲佐町上早川、甲佐町中横田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
目野4	甲佐町中横田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小川嶋2	甲佐町西寒野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
井戸江2	甲佐町安平	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
井戸江3	甲佐町安平	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河内川3	御船町田代、御船町上野	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
座女木川	御船町田代	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
田代	御船町田代	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
牧ノ原2	御船町田代	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
玉来8	御船町田代	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
牧ノ原3	御船町田代	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下山4	御船町田代	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下山5	御船町田代	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下山6	御船町田代	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
餅畑8	御船町上野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
餅畑9	御船町上野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
茶屋本7	御船町上野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
屋敷3	御船町上野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

（別図1から別図12は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上六嘉	嘉島町上六嘉	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第643号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北甘木	嘉島町北甘木	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
柿迫谷2	益城町福原	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
赤井川2	益城町福原	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
赤井川3	益城町福原	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
赤井川4	益城町福原	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
赤井川5	益城町福原	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
下辺田見7	御船町辺田見	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下辺田見8	御船町辺田見	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
玉虫4	御船町滝尾	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下六嘉	嘉島町下六嘉	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
井寺	嘉島町井寺	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
田原2	益城町田原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小谷2	益城町小谷、益城町田原	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上陳2	益城町上陳	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
平田	益城町平田	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
寺迫2	益城町寺迫	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
柿迫	益城町下陳	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

（別図1から別図17は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第644号

平成26年（2014年）12月12日熊本県告示第1170号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。
 令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
安永	益城町安永、益城町馬水	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下寺中（寺迫1）	益城町寺迫	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第645号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
 令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安永	益城町安永、益城町馬水	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第646号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下寺中1（寺迫1）	益城町寺迫	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第647号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字折渡3909番27から3909番30まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県

南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第648号

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の補正予算が令和3年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,386,513千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ904,436,390千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		175,315,209	8,630,580	183,945,789
	1 国庫補助金	123,781,197	8,630,580	132,411,777
2 諸 収 入		87,959,052	755,933	88,714,985
	1 雑 入	11,606,421	755,933	12,362,354
歳 入 合 計		895,049,877	9,386,513	904,436,390

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		110,599,479	2,011,500	112,610,979
	1 社会福祉費	63,558,731	1,933,000	65,491,731
	2 生活保護費	4,792,379	78,500	4,870,879
2 衛 生 費		79,186,584	3,705,343	82,891,927
	1 公衆衛生費	64,711,469	3,705,343	68,416,812
3 商 工 費		110,792,540	3,669,670	114,462,210
	1 商 業 費	96,958,399	3,669,670	100,628,069
歳 出 合 計		895,049,877	9,386,513	904,436,390

熊本県告示第649号

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の補正予算が令和3年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,063,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 914,499,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	3,531,999	39,672	3,571,671
	1 負担金	2,762,488	39,672	2,802,160
2	国庫支出金	183,945,789	8,460,180	192,405,969
	1 国庫負担金	48,628,787	264,400	48,893,187
	2 国庫補助金	132,411,777	8,082,957	140,494,734
	3 国庫委託金	2,905,225	112,823	3,018,048
3	財産収入	1,302,333	84,371	1,386,704
	1 財産売却収入	424,876	84,371	509,247
4	繰入金	40,048,932	18,976	40,067,908
	1 基金繰入金	39,582,884	18,976	39,601,860
5	繰越金	293,041	299,222	592,263
	1 繰越金	293,041	299,222	592,263
6	諸収入	88,714,985	9,245	88,705,740
	1 雑入	12,362,354	9,245	12,353,109

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		110,860,000	1,170,000	112,030,000
	1 県 債	110,860,000	1,170,000	112,030,000
歳 入 合 計		904,436,390	10,063,176	914,499,566

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		39,769,684	989,523	40,759,207
	1 企 画 費	8,610,226	989,523	9,599,749
2 民 生 費		112,610,979	73,233	112,684,212
	1 社会福祉費	65,491,731	7,420	65,499,151
	2 児童福祉費	38,831,417	53,748	38,885,165
	3 生活保護費	4,870,879	12,065	4,882,944
3 衛 生 費		82,891,927	4,395,814	87,287,741
	1 公衆衛生費	68,416,812	4,000,716	72,417,528
	2 環境衛生費	11,623,170	395,098	12,018,268
4 労 働 費		2,749,579	118,254	2,867,833
	1 職業訓練費	2,114,102	112,823	2,226,925
	2 失業対策費	289,602	5,431	295,033
5 農 水 産 業 林 費		63,425,934	319,716	63,745,650
	1 農 業 費	17,265,140	221,732	17,486,872

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,180,029	92,000	2,272,029
	3 農地費	23,233,963	5,984	23,239,947
6 商工費		114,462,210	1,248,202	115,710,412
	1 商業費	100,628,069	1,248,202	101,876,271
7 土木費		82,097,944	1,969,080	84,067,024
	1 道橋りょう路費	37,827,799	1,595,190	39,422,989
	2 港湾費	4,847,103	306,640	5,153,743
	3 都市計画費	7,599,413	67,250	7,666,663
8 教育費		142,338,058	208,370	142,546,428
	1 教育総務費	34,538,021	179,630	34,717,651
	2 高等学校費	29,876,811	15,140	29,891,951
	3 特別支援費	13,178,118	13,600	13,191,718
9 災害復旧費		32,824,163	740,984	33,565,147
	1 総務災害復旧費	2,427,377	108,981	2,536,358
	2 民生災害復旧費		616,146	616,146

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	13,041,143	7,339	13,048,482
	4 教 育 災 害 復 旧 費	655,166	8,518	663,684
歳 出 合 計		904,436,390	10,063,176	914,499,566

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
街路事業費	令和4年度 ～令和6年度	千円 364,000
	年次別内訳 令和4年度	71,500
	令和5年度 令和6年度	292,500

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 離職者訓練等委託業務	令和4年度	千円 169,565	(補正前に同じ)	令和4年度	千円 216,161
2 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	1,637,176	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	1,637,670
	年次別内訳 令和4年度	978,708		年次別内訳 令和4年度	979,202
	令和5年度	658,468		令和5年度	658,468
3 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	354,481	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	431,787
	年次別内訳 令和4年度	228,471		年次別内訳 令和4年度	305,777
	令和5年度	40,277		令和5年度	40,277
	令和6年度	34,644		令和6年度	34,644
	令和7年度	34,306		令和7年度	34,306
	令和8年度	16,783		令和8年度	16,783

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>福祉施設 過年度発生国庫 補助事業費</p> <p>私立学校施設 過年度発生単 災害復旧事業費</p>	<p>千円</p> <p>177,000</p> <p>4,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>181,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円 6,439,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 6,802,000			
道路維持国庫 補助事業費	2,724,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、	3,118,000			
港湾建設国庫 補助事業費	361,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他	借り入れ る資金に ついて、	満期一括償還 等	455,000	(補 正 前 に 同 じ)		
都 市 公 園 整 備 事 業 費	163,000	の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	利率の見 直しを行 った後に	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又	193,000			
鉄 道 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	317,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	おいては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができる。	425,000			
計	10,004,000				10,993,000			

公 告

熊本県公告第499号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
高性能3Dプリンタ一式10組
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和4年(2022年)2月28日(月)
- (5) 納入場所
熊本県八代市大福寺町473ほか
熊本県立八代工業高等学校ほか9校
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(4)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和3年(2021年)7月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)アに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年（2021年）8月6日（金）午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）8月6日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）8月26日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年（2021年）8月25日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年（2021年）8月26日（木）午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年（2021年）8月25日（水）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明

した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 本競争入札に参入する資格を有しない者の入札
 イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
 エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
 オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 明らかに連合による入札と認められる入札
 キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は

- 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札である入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金
 ア 契約保証金を納付する場合
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

- (ア) 納付期限 5(3)の期限
 - (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
 なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
 b 添付書類
 イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
 イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
 c 提出期限 5(2)の申出期限
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
 (1) Name and quantity of the products to be purchased:
 10 High-Performance 3D Printer Set
 (2) Delivery period:
 February 28, 2022
 (3) Delivery Place:
 Kumamoto Prefectural Yatsushiro Technical High School, and other 9
 Kumamoto Prefectural Senior High Schools.
 473 Daifukujimachi, Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture, 866-0082,
 Japan, and the others.
 (4) Date and Place for tender:
 Date: August 26, 2021 10:00am
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570 Japan
 Phone: 096-333-2580
 (6) Time-limit for tender by mail (Registered only):
 Tender must arrive no later than Date: August 25, 2021
 (7) Other:
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第500号

県営両併西部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第501号

八代市に事務所を置く八の字堰土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山本 澄博	八代市北平和町145番地
理事	坂口 雄二郎	八代市北平和町148番地
理事	園川 豊	八代市三江湖町1569番地
理事	松下 俊春	八代市鼠蔵町148番地2
理事	深耕 憲一	八代市鼠蔵町1334番地1
監事	本山 拓生	八代市南平和町216番地
監事	宮永 憲治	八代市三江湖町1585番地
就任		
理事	木下 一司	八代市北平和町166番地
理事	岩下 司	八代市北平和町252番地
理事	杉田 憲治	八代市北平和町261番地
理事	宮永 清敏	八代市三江湖町1612番地2
理事	飯尾 和男	八代市南平和町32番地
監事	平田 信幸	八代市鼠蔵町1956番地3
監事	植村 和光	八代市南平和町258番地

熊本県公告第502号

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の19第4項の規定により準用する同条第1項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧場所において公告の日から令和3年（2021年）7月30日まで縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 官民連携国際旅客船受入促進協定の名称
八代港クルーズ拠点形成協定の変更に関する協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地
 - (1) 名称
 - ア 係留施設
八代港外港地区－10.0第0岸壁
 - イ 民間国際旅客船受入促進施設
 - (ア) 八代港国際クルーズターミナル
 - (イ) 商業施設
 - (2) 所在地
熊本県八代市新港町内
- 3 官民連携国際旅客船受入促進協定の有効期間
協定締結の日から西暦2060年3月31日まで
- 4 官民連携国際旅客船受入促進協定の縦覧の場所
熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）7月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 合志市御代志字向野1656番168
481.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡大津町大字大津263番地22
中山 誠也

熊本県公告第504号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
杳水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字松島原5358番1ほか6筆
三池 辰三	菊池市旭志新明	菊池市旭志新明字讓畔田1931番
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字塩浸52番ほか19筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字西畑428番
福田 晃久	合志市野々島	合志市野々島字木原野2201番
藤森 祐輔	菊池郡大津町森	菊池郡大津町大字森字榎迫1147番ほか6筆
有住 建治	熊本市中央区渡鹿	菊池郡菊陽町大字原水字古閑原上3763番
西島 裕希子	阿蘇郡南阿蘇村長野	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字摺ノ尾下4820番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字北甘木字和泉前807番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字八津1809番5
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字赤見田785番

2 認可年月日

令和3年(2021年)7月7日

熊本県公告第505号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮本 勝徳	熊本市南区良町	熊本市南区田迎町大字良町字古豆607番1ほか2筆
北住 春雄	上益城郡御船町七滝	熊本市中央区出水七丁目639番1ほか2筆
上野 光国	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字古川40番
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中島町字北潟207番
上妻 義照	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字堅割2549番ほか1筆

工藤 隆	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字村ノ前163番
奥村 滋康	熊本市南区浜口町	熊本市南区浜口町字北井流398番
山田 貴大	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字小藤1137番1ほか1筆
久住呂 武信	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字小藤1146番1ほか1筆
株式会社ゆとりのふぁーむ	熊本市南区会富町	熊本市南区護藤町字上井龍3542番3
西田 哲治	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字下井龍3686番2
廣瀬 和孝	熊本市南区海路口町	熊本市南区錢塘町字宇土開3735番ほか1筆
小山 了	熊本市南区海路口町	熊本市南区錢塘町字有吉開3645番1ほか1筆
小山 了	熊本市南区海路口町	熊本市南区錢塘町字築添3955番1ほか3筆
田代 勉	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字新開4133番2ほか5筆
永井 靖弘	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字六反734番ほか2筆
林田 博実	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区錢塘町字宇土開3714番1ほか2筆
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市南區城南町宮地字水洗238番1ほか1筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南區城南町塚原	熊本市南區城南町藤山字古川2887番2ほか3筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南區城南町永本	熊本市南區城南町舞原字築地原855番1ほか9筆
宮崎 勝巳	熊本市南區城南町沈目	熊本市南區城南町沈目字立山1511番
農事組合法人上生城	合志市上生	熊本市北區植木町古閑字中原50番ほか9筆
田中 誘一	熊本市北區植木町舟島	熊本市北區植木町舟島字野中65番ほか1筆
富永 勝也	熊本市北區植木町平井	熊本市北區植木町平井字迎田879番2ほか1筆
吉谷 則昭	熊本市北區植木町伊知坊	熊本市北區植木町伊知坊字竹ノ子33番ほか1筆
松本 英輔	熊本市北區植木町舟島	熊本市北區植木町舟島字年ノ神320番

2 認可年月日
令和3年(2021年)7月8日

熊本県公告第506号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社中原温室	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字内河原131番1ほか1筆
大野 友浩	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟20番

松下 道明	天草市本町本	天草市本町新休字野田664番3ほか5筆
松下 道明	天草市本町本	天草市本町新休字高辻265番1ほか1筆
株式会社天松	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字馬場1662番 ほか1筆
株式会社天松	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字今村1431番 1ほか2筆
株式会社天松	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字中村1453番 1ほか6筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)7月8日

熊本県公告第507号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区理事長梅本秀幸から令和2年(2020年)7月29日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)7月8日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

熊本縣市町村職員共済組合公告

熊本縣市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年7月16日

熊本縣市町村職員共済組合理事長 田嶋章二

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業務	保健	貸付	物資
負担金		17,038,442	889,604	118,981			234,003	187,918		
短期負担金	6,716,428									
介護負担金	689,939									
組合員保険料掛金		10,814,303								
短期掛金	5,755,311		889,594					182,642		
介護掛金	689,867									
短期任意継続掛金	98,327									
介護任意継続掛金	13,692									
組合員貸付金利息									22,269	
受託商品手数料										46,452
連合会からの交付金	1,790,595						84,022		150	
利息及び配当金					10,151	769	23	11	2	6,913
短期利息及び短期配当金	33									
介護利息	1									
その他収入	217,374						93			17,071
他経理から繰入							43,582			
前年度繰越支払準備金	1,034,622									
前期損益修正益	47									
計	17,006,237	27,852,745	1,779,198	118,981	10,151	769	361,723	370,571	22,421	70,435
給付金	6,519,605									
役員給与							160,307	17,063	3,984	24,869
厚生費							324	280,698	12	62
特定健康診査等費								39,117		
旅費・事務費							19,068	2,355	2,078	2,094
委託費							5,906	1,637	490	165
賃借料							21,896	3,927	3,861	3,329
普及費							3,784	245	899	1,256
負担金							27,668	2,896	675	6,444
負担金払込金		17,038,442	889,604	118,981						
保険料払込金		10,814,303								
掛金払込金			889,594							
貸倒引当金繰入										12,652
支払利息					10,151	769			5,933	4,217
老人保健拠出金										
退職者給付拠出金	88									
前期高齢者納付金	4,257,115									
後期高齢者支援金	2,635,550									
病床転換支援金	14									
介護納付金	1,397,318									
連合会分担金							728	4,936		
事務費負担金払込金							104,000			
連合会払込金	158,729								321	
連合会拠出金	593,336									
連合会返還金	1,156,554									
貸付債権保全金										
貸付債権保全金利息										
他経理へ繰入	43,582									
その他支出	7,082						2,706	142	434	11,621
次年度繰越支払準備金	978,105									
前期損益修正損	359									
固定資産除却損										
計	17,747,437	27,852,745	1,779,198	118,981	10,151	769	346,389	353,016	18,688	66,709
差引当期利益金又は当期損失金(△)							15,334	17,555	3,733	3,726
差引前期利益金又は当期損失金(△)	△740,232									
差引前期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△968									

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	2,163,885	1,643,109	110,514	777	59,615	33,694	739,663	361,823	82,786	723,978
資産	固定資産					995,000	1,905,334	8,420		1,775,347	
資産合計		2,163,885	1,643,109	110,514	777	1,054,615	1,939,028	748,083	361,823	1,858,133	723,978
負債	流動負債	707,586	1,643,109	110,514	777			11,400	43,853	63	82,543
負債	固定負債	978,105				1,054,615	1,939,028	206,794	17,309	621,035	469,169
負債合計		1,685,691	1,643,109	110,514	777	1,054,615	1,939,028	218,194	61,163	621,098	551,712
純資産	利益剰余金(欠損金)	478,194						529,889	300,660	1,237,036	172,266
純資産合計		478,194						529,889	300,660	1,237,036	172,266
負債・純資産合計		2,163,885	1,643,109	110,514	777	1,054,615	1,939,028	748,083	361,823	1,858,133	723,978

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

熊本県循環器病対策推進協議会公告第1号

令和3年度第1回熊本県循環器病対策推進協議会を次のとおり開催する。

令和3年(2021年)7月16日

熊本県循環器病対策推進協議会

- 開催日時
令和3年(2021年)7月20日(火曜日)
午後7時から午後8時30分まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

- (1) 熊本県循環器病対策推進計画骨子案について
- (2) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班

(電話096-333-2208)